

使用者の遵守事項

1. 申請の目的以外に使用しないこと。(使用を承認された場所以外に立ち入りらないこと)
2. 使用時間を遵守すること。(使用時間には準備・片付けの時間を含む)
3. 車両の乗り入れ禁止
4. 使用時は必ず、許可書を携帯すること。不携帯の場合は使用不可となる。
5. 学校体育施設用具備品の貸し出しは、原則禁止
6. 学校敷地内は禁煙
7. ゴミはすべて持ち帰ること。校内のゴミ箱も使用不可
8. 近隣住民に迷惑のかかる行為は絶対にしないこと。(騒音・路上駐車等)
9. 重大な事故が発生した時は、直ちに適切な措置を取るとともに、関係機関に連絡すること。
10. 施設を破損した時は直ちに学校及び社会教育課まで連絡し、使用者において賠償すること。
11. 使用後は、清掃・整備を行うこと。また、日誌に必要事項を記入すること。

※ 上記いずれかに違反或いは支払いの確認ができないときは、使用停止または使用団体としての登録を取り消す場合があります。

【申請について】

- ・申請・・・毎月1日～10日厳守(2か月先までの申請が可能)
※なお、当月申請及び変更申請は必ず直接窓口へ。(土・日・祝日は許可書の即日発行不可)
- ・許可・・・申請した翌月1日発行(1日が土・日・祝日の場合は、その前日で対応)
- ・一般開放日(毎月第3日曜日)については、
継続使用団体以外の申請・・・使用日の1か月前から受付
継続使用団体の申請・・・使用日の10日前から受付
(一般開放日の申請日が土・日・祝日にあたる場合は、その前日から対応)

【キャンセル(取消)について】

- ・使用の取消は使用日の7日前まで、また、悪天候による校庭不使用時は使用日後7日間以内に社会教育課に連絡すること。連絡が期限内に行われなかった場合は、使用料を請求させていただきます。(校庭は、悪天候等により整備ができない状態の場合は使用しないでください)
- ・不使用日の許可書は必ず返却すること。

【災害等による使用中止について】

- ・大阪府全域または東部大阪、交野市に暴風警報が発令された場合
午前使用・・・7時時点 午後使用・・・11時時点 夜間使用・・・15時時点
で警報が解除されている場合は使用可、解除されていない場合は使用不可。

【重要事項】

- ・急遽学校行事が入った場合は、すでに使用許可を受けた日であっても使用不可となる場合があります。また、学校から提示されている使用不可日についても変更することはありません。不可理由についてお問い合わせいただいてもお答えできません。なお、学校への直接のお問い合わせもお控えください。
- ・施設使用前に、交野市ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/>)内「学校開放事業」のご確認を必ずお願いします。(使用中止等の重要事項を公開しています)
※こちらのQRコードから「学校開放事業」のページへお進みいただけます。→

